令和4年度決算における

陸全化判断比率及び資金不足比率の公表



目次

Ι	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定 ・・・・1
П	八尾市の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」・・2 に基づく指標の対象とする会計等
Ш	八尾市の健全化判断比率及び資金不足比率 ・・・・・・3
IV	健全化判断比率等の概要 ・・・・・・・・・・4~5
V	八尾市の指標の積算・・・・・・・・・・・・・・・6~7
VI	健全化指標と財政状況 ・・・・・・・・・・7

I 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定

地方公共団体の財政再建制度のあり方を検討するため、総務省において、平成 18 年 8 月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成 18 年 12 月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

これらを踏まえ、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政の改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法)が平成19年6月22日に公布されました。

その結果、地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性を判断するために設けられた健全化判断比率と資金不足比率の公表が義務付けられました。

また、平成20年度決算から、その比率が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や公営企業の経営健全化等を図るために必要な行財政の措置を講ずることが義務付けられています。

○財政健全化法の概要

☆4つの指標

財政健全化法において、以下の4つの財政指標を「財政健全化判断比率」として定めています。 地方公共団体は、毎年度健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議 会に報告し、公表しなければならないとされています。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

☆「早期健全化基準」と「財政再生基準」

地方公共団体は、4つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

☆資金不足比率

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の 審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。資金不足比率が経営健全化基準以 上になった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

Ⅱ 八尾市の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標の対象とする会計等

会	計 分 類	会 計 等 名 称	f	健全化判断比率				
一般会計等		一般会計 土地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	実質 赤字 比率					
公営事業会計		国民健康保険事業特別会計		連結				
		介護保険事業特別会計		実質				
		後期高齢者医療事業特別会計		連結実質赤字比率				
4	公営企業会計	病院事業会計		比率	42			
		水道事業会計			質			
		公共下水道事業会計			公 債			
一部事務組	合•広域連合	恩智川水防事務組合			実質公債費比率	将		
務の一部を	系組合とは、市町村等の事 ・共同で処理するために設 合です。 特別地方公共団	大和川右岸水防事務組合						
い、あるい。 率的である	す。1市町村では対応できな は広域で取り組んだ方が効 等の理由で設立されるもの	大阪広域水道企業団						
で、水防、火葬等様々な事務処理のために設立されています。 広域連合とは、都道府県、市町村、 株別区によって機成される株別地方の		八尾市柏原市火葬場組合				将来負担比率		
特別区によって構成される特別地方公 共団体です。総務大臣や都道府県知 事が広域にわたり処理することが適当 であると認めた事務に関し、広域計画	大阪府都市競艇組合							
を作成し、権	構成団体と必要な連絡調整 合的かつ計画的に遂行しま	大阪府後期高齢者医療広域連合				平		
		大阪広域環境施設組合						
公社・第3セ	クター等	八尾市文化財調査研究会						
		八尾市文化振興事業団						
		八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター						
		八尾市国際交流センター						
		八尾体育振興会				j.		
		八尾シティネット						
		やおコミュニティ放送						
		八尾モール						
		八尾市都市開発						

Ⅲ 八尾市の健全化判断比率及び資金不足比率

○健全化判断比率

(単位:%)

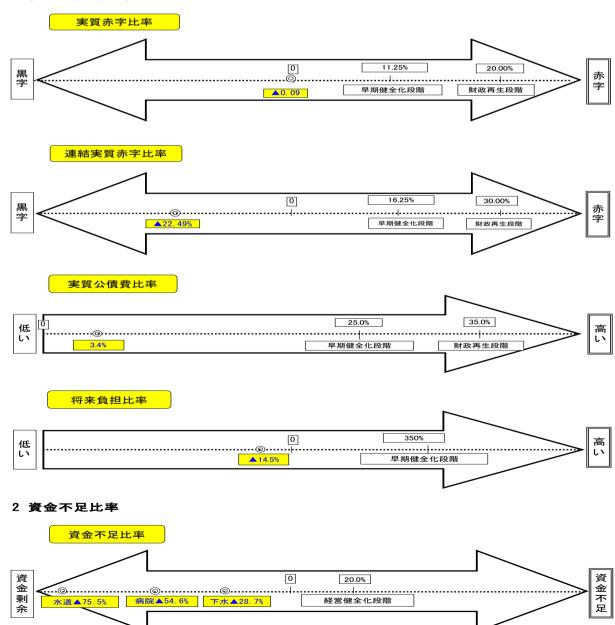
項目	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準			
実質赤字比率	_	11.25	20.00			
連結実質赤字比率	_	16.25	30.00			
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0			
将来負担比率	_	350.0				

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、それぞれ「一」と表示しています。 ※将来負担比率は将来負担額より充当可能財源等が多いため、「一」と表示しています。

○資金不足比率 (単位:%				
会計名	資金不足比率	経営健全化基準		
病院事業会計		20.0		
水道事業会計		20.0		
公共下水道事業会計	_	20.0		

※資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「一」と表示しています。

1 健全化判断比率



Ⅳ 健全化判断比率等の概要

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率= -標準財政規模 ※

一般会計等の実質赤字額・・・一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 連結実質赤字比率=-

標準財政規模

- ・連結実質赤字額・・・イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
- イ・・・一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を 生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ・・・公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ・・・一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ・・・公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金) 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均) = (特定財源+元利償還金・進元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・準元利償還金・・・イからホまでの合計額

- イ・・・満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たり の元金償還金相当額
- 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認め られるもの
- ・・組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に 充てたと認められるもの
- **ニ・・・・**債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ・・・一時借入金の利子

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべ き実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率=

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額

+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額・・・イからチまでの合計額
- イ・・・一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ・・・債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ・・・一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ・・・・当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ・・・退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ・・・地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の 額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト···連結実質赤字額
- チ・・・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額・・・イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

⑤ 資金不足比率

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足の事業規模に対する比率

資金不足比率= 資金の不足額 事業の規模

・資金の不足額・・・

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在 高ー流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充て るために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

◇解消可能資金不足額:

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

- ◇ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模・・・
- 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 受託工事収益の額
- 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 受託工事収益に相当する収入の額
- ◇ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ◇ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模) を示す資本及び負債の合計額とする。

※ 標準財政規模とは

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に 普通交付税と臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる 地方財政法第5条の特例として発行される地方債)発行可能額を加算した額をいいます。

(1)健全化判断比率

指 標			定義	(概要)			本年度 (前年度
実質赤字比率	卡字比率 (56,329)						
			一般会計等の実	至質赤字額		A 0 00	_
			標準財政規		=	▲0.09	(-)
=			(60,034,6	596)			
		一般会計		(56,329)			
		土地取得事業物		(0)			
			国社資金貸付金特別				
		国民健康保険事 介護保険事業物		(223,200) (259,087)			
		後期高齢者医療		(50,154)			
連結実質赤字		病院事業会計	K + /K 1/1/1/1/1	(7,252,350)	=	▲ 22.49	
比率 ^{※2}		水道事業会計		(3,508,717)			(-)
		公共下水道事業	美会 計	(2,156,885)			
		全会計合計	. د د ایک الک ال	(13,506,722)			
			全会計を対象とした 標準財政				
			保华知政 (60,034,6				
	令和2年度	(13,482,049)	(3,139,121)	(8,521,120)		令和2年度	
	令和3年度	(13,729,066)	(3,235,515)	(8,711,516)		3.64475	
	令和4年度	(13,729,892)	(3,278,665)	(8,729,936)			
		地方債 元利償還金等	_ 元利償還等に充 られる特定財源	て _ 元利償還金等に係る 基準財政需要算入額		令和3年度	
実質公債費		九 们 俱 逯 並 守				3.41188	3.4%
比率		標準則		刊償還金等に係る 準財政需要額算入額		令和4年度	(3.7%)
	令和2年度	(58,50		(8,521,120)		3.35503	
	令和3年度	(60,94	1,803)	(8,711,516)			
	令和4年度	(60,03	4,696)	(8,729,936)		3年平均	
		(157,765,521)	(12,855,148)	(43,863,990)		3.47055	
			(充当可能基金額				
		143/42/4-12/					
₩ + 			(108,517,873)			A 14 F	_
将来負担比率		+ 地方債現在	:高等に係る基準財政	女需要額算入見込額)	=	▲ 14.5	(-)
		標準		刊償還金等に係る基準財政需 預算入額			
		(60,034,		(8,729,936)			
		!額の内訳】		【充当可能基金額】			
	イ.一般会	計地方債残高	92,404,489	基金のうち現金・預金で保有	i して	12,855,148	
	口.債務負	担行為支出予定額	0	いる額		12,000,110	
	ハ 一処今	計以外の会計の地	 -	【特定財源見込み額】			
		賞還への負担見込み	•	都市計画施設等に係る地方		43,863,990	
	額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,	元利償還金の財源として認る る都市計画税等	められ		
	, \1, a.t	£1. 38.1m → 3. m Am A	_	【地方債現在高等に係る基準	催叶		
		体が加入する組合 <i>0</i> 元金償還に充てる負		政需要額算入見込額】	 - /		
	担見込み		001,301	地方債現在高のうち普通交		108,517,873	
			4	の基準財政需要額に算入さ	れるも)	
		当支給予定額	12,429,882	のの見込み額			
	へ.一定の 担見込み	法人等への債務のク ^姫	負	【元利償還金等に係る基準	材政		
			^	需要額算入額】	\Z.4	0.700.000	
	ト.連結実質	****	0	当該年度の元利償還金等の 普通交付税の基準財政需要		8,729,936	
	チ.組合等 込み額	連結実質赤字負担	見 0	算入された額	π Η(⊂		
	とかが似	<u>-</u>	計 157,765,521	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
			寸税)+臨時財政対策·				

^{※1} 標準財政規模 = (標準税収入等 + 普通交付税)+臨時財政対策債発行可能額

[※] 早期健全化基準及び財政再生基準については、平成20年度決算より各団体に適用される。

[※] 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算出数値は、早期健全化基準と比較するため、便宜上マイナス表示とした。

(2)資金不足比率

指 標		定義(概要)		八尾市
		資金不足額(一般会計などの実質赤字に相当する額)が営業収益等に	こ占める割合	
		(流動負債 — 流動資産) — 計画赤字(解消可 能資金不足額)		
		事業の規模(営業収益の額-受託工事収益の額)		
資金不足 比率 ^{※1}	病院	((3,142,393) - (10,394,743)) - (0) (13,290,513) - (0)	= ▲54.6	-
	水道	((1,257,239) – (4,765,956)) – (0) (4,646,171) – (0)	= ▲75.5	-
	下水	((817,509) - (2,974,394) - (0) (7,527,891) - (0)	= ▲28.7	-

※1 資金不足比率の算出数値は、経営健全化基準と比較するため、便宜上マイナス表示とした。

VI 健全化指標と財政状況

八尾市における令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、八尾市の財政状況はおおむね健全な状態であるといえます。しかしながら、健全化指標は、あくまで地方公共団体の財政状況を示すひとつの指標であり、早期健全化基準等は最低限のルールを定めたものにすぎません。

今後、より安定的で健全な財政運営を行うためには、これらの指標をさらに良化させる必要があります。八尾市では、 令和元年度に「新やお改革プラン」を策定し、時代の変化や将来の見通しなどを見極め、行財政運営の最適化を図り、 改革を推進し、「改革と成長の好循環」を実現することで、より多くの人に選ばれるまち、暮らし続けたいまちをめざしてい きます。